

13 通信・放送

列コード	行コード	部門名称
7311-01	7311-011	郵便

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類461「郵便業」のうち、郵便に係る活動を範囲とする。

(品目例示) 通常郵便物、小包郵便物

(注意点) 郵便に係る総務本省、郵政事業庁及び地方郵政局等の活動も本部門に含める。

(対応するISIC)

6411 国営郵便業

列コード	行コード	部門名称
7312-01	7312-011	固定電気通信

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類471「国内電気通信業（有線放送電話業を除く）」のうち細分類4713「移動通信業」を除いた活動及び小分類472「国際電気通信業」の活動のうち、自ら電気通信回線設備を設置して、電気通信サービスを提供する活動を範囲とする。

(品目例示) 電話、電信、電報、専用等

(平成7年表からの変更点)

「7312-01, -011 国内電気通信（除移動通信）」と「7312-03, -031 国際電気通信」を統合し、それを「固定電気通信」と「その他の電気通信」に分割。

(注意点) 官公庁、電力、鉄道、航空、船舶等の自営の電信、電話等は本部門に含めない。

(対応するISIC)

6420 通信業

列コード	行コード	部門名称
7312-02	7312-021	移動電気通信

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類4713「移動通信業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 携帯電話、PHS、無線呼出し、空港無線電話等

(平成7年表からの変更点)

名称を「移動通信」から「移動電気通信」に変更。

(注意点) 平成7年表において、平成2年表の列・行部門「7312-01, -011 国内電気通信」を分割。

(対応するISIC)

6420 通信業

列コード	行コード	部門名称
7312-03	7312-031	その他の電気通信

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類471「国内電気通信業（有線放送電話業を除く）」のうち細分類4713「移動通信業」を除いた活動及び小分類472「国際電気通信業」の活動のうち、自らは電気通信回線設備を設置しないで回線を借りる形で、電気通信サービスを提供する活動を範囲とする。

(品目例示) インターネット接続サービス、音声蓄積サービス、ファックス蓄積サービス、サーバ・ホスティング・サービス等

(平成7年表からの変更点)

「7312-01, -011 国内電気通信（除移動通信）」と「7312-03, -031 国際電気通信」を統合し、それを「固定電気通信」と「その他の電気通信」に分割。

(対応するISIC)

6420 通信業

列コード	行コード	部門名称
7319-09	7319-099	その他の通信サービス

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類462「郵便受託業」、473「有線放送電話業」及び474「電気通信に附帯するサービス業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 有線放送電話、移動無線、漁業無線、移動電気通信の受託業務、郵便切手類販売所（手数料）、電話加入権取引業（賃貸を含む）

(注意点) 電話加入権取引業は、日本標準産業分類の改訂（平成5年10月）に伴い、平成7年表において追加。

(対応するISIC)

6420 通信業

列コード	行コード	部門名称
7321-01	7321-011	公共放送

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類811「公共放送業（有線放送業を除く）」の活動を範囲とする。

(品目例示) 日本放送協会によるテレビジョン・ラジオ・衛星放送

(注意点) 日本放送協会所属の放送技術研究所及び放送文化研究所も本部門に含める。

(対応するISIC)

9213 ラジオ・テレビジョン放送業

列コード	行コード	部門名称
7321-02	7321-021	民間放送

(担当府省庁) 総務省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類812「民間放送業(有線放送業を除く)」の活動を範囲とする。
(品目例示) 主として広告料収入又は有料放送収入によるテレビジョン・ラジオ・衛星放送
(対応するISIC)
9213 ラジオ・テレビジョン放送業

列コード	行コード	部門名称
7321-03	7321-031	有線放送

(担当府省庁) 総務省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類813「有線放送業」の活動を範囲とする。
(品目例示) 有線テレビジョン放送, 有線ラジオ放送
(対応するISIC)
6420 通信業

14 公務

列コード	行コード	部門名称
8111-01	8111-011	公務(中央)★★

(担当府省庁) 内閣府
(定義・範囲) おおむね日本標準産業分類の中分類97「国家公務」の活動であり, 中央政府の一般会計及び特別会計並びに政府関係機関のうち, 政府サービス生産者として分類される中央政府関係の政府サービス生産者から「準公務」に格付けされる各部門を除いたものを範囲とする。

(品目例示) 「平成12年(2000年)産業連関表における中央政府, 地方政府及び特殊法人等の扱い」の「公務」の項を参照。

(注意点) 自衛隊の活動も本活動に含まれる。

(対応するISIC)

7511 一般(全体)公務

列コード	行コード	部門名称
8112-01	8112-011	公務(地方)★★

(担当府省庁) 内閣府
(定義・範囲) おおむね日本標準産業分類の中分類98「地方公務」の活動であり, 普通地方公共団体及び特別地方公共団体のうち, 政府サービス生産者として分類される地方政府関係の政府サービス生産者から「準公務」に格付けされる各部門を除いたものを範囲とする。

(品目例示) 「平成12年(2000年)産業連関表における中央政府, 地方政府及び特殊法人等の扱い」の「公務」の項を参照。

(対応するISIC)

7511 一般(全体)公務